

# JIS

## 情報技術－自動認識及びデータ取得技術－ EAN/UPC バーコードシンボル体系仕様

JIS X 0507 : 2026  
(ISO/IEC 15420 : 2025)  
(GS1 Japan/JSA)

令和 8 年 6 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	古 関 隆 章	東京大学
(委員)	岡 本 正 英	IEC/SMB 委員 (株式会社日立製作所)
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	河 合 和 哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	黒 田 健 一	一般社団法人日本電機工業会
	高 橋 弘	IEC/CAB 委員 (富士電機株式会社)
	竹 中 みゆき	株式会社日立ハイテク
	田 中 宏 和	広島市立大学
	田 辺 恵 子	主婦連合会
	野 田 耕 一	一般財団法人日本規格協会
	林 祥一郎	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 本 俊 郎	東京大学
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会
	山 地 理 恵	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	横 倉 里 美	一般社団法人電子情報技術産業協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 16.3.20 改正：令和 8.6.22

官 報 掲 載 日：令和 8.6.22

原 案 作 成 者：一般財団法人流通システム開発センター

(〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル東館 TEL 03-5414-8500)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 要求事項	2
4.1 シンボル体系の特性	2
4.2 シンボルの構造	3
4.3 寸法及び許容範囲	12
4.4 参照復号アルゴリズム	14
4.5 シンボル品質	19
4.6 アプリケーション定義のパラメタ	21
4.7 目視可能文字情報	21
4.8 転送データ	21
4.9 導入指針	21
附属書 A (規定) 追加特性	22
附属書 B (規定) シンボル体系識別子	24
附属書 C (参考) GS1 システムの概要	25
附属書 D (参考) 数字セット A, B 及び C 並びに補助パターンの図示	26
附属書 E (参考) 公称サイズシンボルの寸法図	28
附属書 F (参考) 従来の寸法の許容値	33
附属書 G (参考) 読取り及び印刷の指針	35
参考文献	37
解 説	38

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人流通システム開発センター（GS1 Japan）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0507:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 情報技術—自動認識及びデータ取得技術— EAN/UPC バーコードシンボル体系仕様

## Information technology—Automatic identification and data capture techniques—EAN/UPC bar code symbology specification

### 序文

この規格は、2025年に第3版として発行された **ISO/IEC 15420** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、EAN/UPC として知られるシンボル体系の要件について規定する。この規格は、EAN/UPC シンボル体系の特性、データキャラクタの符号化、寸法、許容値、参照復号アルゴリズム及びアプリケーションで定めるパラメタを規定する。EAN/UPC シンボルのシンボル体系識別子の先頭の文字列を規定する。

なお、データの内容及びこのシンボル体系の使い方を管理する規則は、この規格の適用範囲外であり、GS1 General Specifications (GS1 総合仕様書) に定義されている。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO/IEC 15420:2025**, Information technology—Automatic identification and data capture techniques—EAN/UPC bar code symbology specification (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS X 0201** 7ビット及び8ビットの情報交換用符号化文字集合

**注記** 対応国際規格における引用規格：**ISO/IEC 646**, Information technology—ISO 7-bit coded character set for information interchange

**ISO/IEC 15416**, Automatic identification and data capture techniques—Bar code print quality test specification